修理・校正業務約款

第1条（総則）

本約款は、株式会社テストー（以下、「甲」という。）とお客様（以下、「乙」という。）との間において、乙がテストー（Testo SE & Co. KGaA）製の計測器（乙が保有しているか否かを問わない。以下、「計測器」という。）の修理・校正業務を甲に委託し、甲がこれを受託する修理・校正業務委託契約（次条に定める。以下、「本契約」という。）の条件について定めるものである。

2. 甲乙間において、本契約について別に定める特約がない限り、本約款は全ての本契約及び本契約に関連する取引行為に適用される。

3. 甲は、あらかじめ、甲所定の方法(Web等に掲載する方法を含む)により本約款を乙に通知するものとする。乙が、甲に対して、第3条に定める見積り依頼を行った時点で、乙は本約款の規定について同意したものとみなす。

4. 甲が提供する修理・校正業務について、本約款に記載が無い事項に関しては、別途に定める、「株式会社テストー一般取引条件」による。

5. 甲が提供する修理・校正業務について、本約款と「テストー一般取引条件」との間に矛盾・抵触がある場合は、本約款の規定を優先して適用する。

第2条（個別契約の成立）

個別の本契約は、乙が甲に対して計測器の修理・校正業務（以下、「本業務」という。）を甲所定の注文書により申込み、甲が乙に対して書面又はメール等の方法により当該注文書の内容を承諾する旨の通知を行った時点で成立するものとする。

2.乙による申込み後、5営業日以内に甲が乙に対して承諾の通知をしなかった場合は、本契約が成立したものとみなす。

3. 本業務の内容、委託費用、納期、納入場所、支払方法、支払時期その他の本契約の内容は、注文書において定める。

第3条（見積り）

本業務の申込みを希望する乙は、自らの費用と責任において、甲の指定する場所に、本業務の対象となる計測器（以下、「見積依頼品」という。）を発送し、甲に本業務の見積りを依頼するものとする。この場合、当該見積依頼品の保証書がある場合は、乙は甲に対して当該保証書も併せて発送するものとする。

2. 甲は、前項の見積りを行うにあたって、見積依頼品を動作・機能させるために必要な備品・消耗品がある場合は、あらかじめ乙に通知するものとし、乙は、当該備品・消耗品を見積依頼品と一緒に甲に発送するものとする。

3. 甲は、乙から発送された見積依頼品の現物をもって診断（以下、「見積診断」という。）を行い、その結果を踏まえて、乙に対して本業務に関する見積書を提示する。

4. 本条に定める見積依頼品の発送に必要な梱包費用及び運送費は、全て乙の負担とする。

第4条（見積り後の申込み等）
乙は、甲が見積書を提示した日から4週間以内（以下、「見積期間」という。）に、本業務の申込みを行うか否かを決定し、本業務の申込みを行う場合は第2条1項に定める注文書を甲に送付する。
2．乙は、本業務の申込みを行わない場合は、見積期間内に、当該見積依頼品の返却を希望するか否かを甲に対して通知する。
3．乙が、前項について、見積依頼品の返却を希望する旨を通知した場合は、甲は直ちに当該見積依頼品を乙に対して返却する。かかる返却に要する費用及び見積診断に要する費用は乙の負担とする。
4．乙が、本条第2項について、見積依頼品の返却を希望しない旨を通知した場合は、当該見積依頼品の所有権を放棄したものとみなし、乙は甲が当該見積依頼品を自由に処分・廃棄することに異議を述べないものとする。
5．乙が、見積期間内に、注文書を送付しない場合及び本条第2項に定める通知を行わない場合は、甲は当該見積依頼品を乙に対して返却することができる。この場合、甲は、見積診断に要した費用、見積依頼品の保管費用及び返却に要する費用を、乙に対して請求することができる。

第5条（契約成立後の保管・発送）
甲は、本業務を行うにあたって、修理・校正を行う計測器（以下、「対象品」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理する。
2．甲は、本業務の完了後、本業務に関する報告書を乙に提出する。
3．甲は、本業務の完了後、自らの責任において対象品を乙に発送する。
4．個別の本契約が成立した場合は、見積診断に要した費用、本業務実施中の対象品の保管費用及び本業務完了後の対象品の発送に要する費用は、いずれも委託費用の中に含まれるものとする。
5．本業務の実施中に乙が本業務をキャンセルした場合又は故障内容を確認できない場合は、甲は対象品を乙に返却するものとし、見積診断に要した費用、それまでに要した修理費用及び返却に要する費用を乙に請求することができる。

第6条(保証期間内の計測器)
取扱説明書及び計測器添付ラベル等の注意書きに基づく正常な使用状態及び使用環境のもとで使用されたにもかかわらず、保証期間内に計測器が故障した場合は、甲は、保証書記載の保証規定に従い計測器の無償修理を行う。
2.前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても有償修理となる。

(1) 保証書の提示がない場合又は保証書が計測器に添付されていない場合
(2)保証書に保証期間、型番（型名）、製造番号、お買上げ日および販売店名の記入がない場合、又は保証書の記載が書き換えられた場合、その他保証書に事実と異なる記載がされていた場合
(3) お買上げ後の落下、衝撃、液体の侵入等による故障・損傷、又はお客さまの取り扱いが適正でないために生じた故障・損傷の場合

(4) ほこりが多い場所、湿度や温度が使用適用範囲を超えている場所等、環境条件が不適当な場所での使用に起因する故障・損傷の場合。

(5) 使用上の誤り、又は不当な改造もしくは修理による故障・損傷の場合

(6) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷、および風水害、その他の天災地変、又は異常電圧等の外部要因に起因する故障・損傷の場合

(7) 甲が指定する以外の消耗品の使用に起因する故障・損傷の場合

(8) 有償交換部品（有寿命部品）又は消耗部品が自然消耗、磨耗、劣化等により交換が必要となった場合

(9) 甲以外の他社製品と接続していることが原因で生じた故障・損傷の場合

3.本条第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても、乙は別途それぞれの料金を負担する。

(1) 出張修理対応となった場合の当該出張料金

(2) 乙が設定したパスワードの忘却によりパスワード解除作業を行う場合の作業料金、又は制御基板その他の部品の交換が必要になった場合の修理料金

(3)本業務実施前に乙自らが行っていた対象品の校正及び／又は他の装置への組込みを、本業務完了後に甲に依頼する場合の、当該校正及び／又は組込み費用

(4) その他甲が指定する有償作業(修理後の校正を含む)を行う場合の料金

第7条(返却後の保証)

本業務完了後に第5条2項に定める本業務の報告書を添えて乙から甲に連絡があった場合で、かつ、本業務と同一箇所の再修理が必要と甲が認めた場合（ただし、前回修理時に症状が再現しなかった場合を除く）には、本業務完了日より3ヶ月以内に限り、甲は無償にて再修理を行う。この場合、当該計測器の発送費用は、甲の負担とする。

第8条(見積り依頼時及び発注時の遵守事項)

乙は甲に本業務の見積りを依頼し、又は本業務を発注するにあたり、以下の各事項を遵守し、又は確認する。

(1) 乙が本業務の見積りを依頼した見積依頼品及び本業務の対象品の設定内容は、変更や消去される場合がある。そのため、乙は、本業務の見積りを依頼する前に、乙の責任においてあらかじめ重要な設定内容を必ず控えておくこと。

(2) 乙は、本業務の見積期間中及び本業務の実施中は、甲が代替機の貸し出しを行わないことを了解し、必要がある場合は自らの費用と責任で代替機を用意すること。

(3) 乙が計測器にパスワードを設定している場合、乙は、当該設定をあらかじめ解除したうえで甲に本業務の見積り及び本業務を依頼すること。

(4) 本業務とは関係のない他の機器との接続ケーブル等は、事前に乙が計測器から取り外したうえで本業務の見積り及び本業務を依頼すること。

第9条(免責)

見積依頼品及び対象品に記録された設定内容やパスワードが変更・消失したことによる損失・損害について、甲は一切の責任を負わない。
2.本業務の結果として、データその他のソフトウェアの再導入、再構築が必要になった場合であっても、甲はその責任を負わない。
3.本業務とは関係のない他の機器との接続ケーブル等の管理について、甲はその責任を負わない。
4. 見積依頼品及び対象品に関して、甲の故意又は重過失に起因する場合を除くいかなる場合においても、甲の責に帰すことのできない事由による損害、甲の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害、第三者から乙に対してなされた賠償責任に基づく損害について、甲はその責任を負わない。

第10条(約款変更)
甲は、甲所定の方法により乙に通知(Web等に掲載する方法を含む)することにより、本約款を予告なく変更できるものとする。乙はその責任において随時本約款を確認し、最新の本約款を了承のうえ利用するものとする。本約款変更日以降に本業務を依頼したことをもって本約款の変更に同意したものとみなす。

第11条(専属的合意管轄)
本約款に基づく本契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条(協議)
本約款に定めのない事項、その他本契約に関して疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議のうえ解決を図るものとする。

以上

改定:2024年4月1日(第2版)